

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま 四季だより 第29号

2019年6月

消費者相談や消費者被害に関する情報、  
これって消費者被害かな?という疑問等  
ありましたら、消費者ネットワークわかやま  
迄お気軽にお電話下さい。

発行：消費者ネットワークわかやま事務局  
〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

## 消費者ネットワークわかやま第9回総会を開催しました！

2019年4月20日(土)、県民交流プラザビッグ愛12階会議室にて、消費者ネットワークわかやま第9回総会を開催しました。全体で90人が参加しました。

総会では、2018年度の活動報告や決算報告、2019年度の活動計画案や予算案、役員選出が提案され、それぞれ承認されました。

### 由良代表の開会挨拶

消費者ネットワークわかやまは、2011年3月に発足し、今年で第9回総会を開催することができました。私たちは、消費者被害のない、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指して活動しています。消費者被害にあわないための啓発講座や公開学習会に県内で取り組んでまいりました。また、わかやま市民生協と合同で、地方消費者行政ヒアリング調査を2010年から毎年行い、消費者行政の担当の方と意見交換を行っています。地域で消費者問題に携わる個人、消費者団体、行政の担当者の方などと交流・連携を深めています。

消費者被害にあわないためには最新の事例を多く知る必要があります。引き続き和歌山県はじめとする自治体の皆様や、消費者支援機構関西(KC's)との連携を強めたいと考えています。今後とも、ご支援・ご協力をよろしくお願い致します。



消費者ネットワークわかやま  
世話人代表 由良 登信



来賓挨拶として、和歌山県から  
環境生活部 生駒県民局長  
(左)、和歌山市から市民環境  
局 谷口市民部長(中)、消費者  
支援機構関西 飯田副理事長  
(右)にご挨拶頂きました。

### 2019年度消費者ネットワークわかやま役員

- 代表 由良 登信(弁護士)
- 副代表 岡 正人(弁護士)、小山 正人(和歌山県労働者福祉協議会 常務理事)
- 会計監査 山本 美佐子(司法書士)

## 記念落語会「笑って脳力アップ～ダメされない脳をつくろう～」を開催しました！

総会終了後の記念落語会では、落語家の桂福丸さんをお招きし、「笑って脳力アップ～ダメされない脳をつくろう～」と題してご講演を頂きました。

ダメされない脳とは、物事をやわらかく考えることができる脳だということで、脳を鍛えるクイズを行いました。普段から、脳を鍛えることで、考えるということに慣れるため、ダメされにくくなります。また、買い物を行なう上で大切な事は、普段から質問をする癖をつけることです。買うかどうかだけの返事だけではなく、商品に対して様々な質問をする癖がついていると、消費者被害や失敗した買い物をなくすことができます。



講演後は、「井戸の茶碗」という演目の落語を行いました。くず屋の清兵衛が下町の娘に呼び止められ、その父親から仏像を買います。その後、その仏像をきっかけに清兵衛を間に、父親とある家臣の、もののやりとりが行われます。やりとりの中で信頼関係を築いた二人は、最終的に父親から譲り受けた井戸の茶碗を家臣が買い取り、そのお金と引き換えに、下町の娘が家臣に嫁ぐという内容でした。



どの登場人物も、人をダメしてものを売ったり、買ったりすることもなく、素直で正直者であったため、とても気持ちのいいやりとりでありました。

### 参加者の声(参加者アンケートから)

- ・脳をやわらかくすることの大切さを学びました。
- ・正直者だけのお話もよかったです。
- ・さすがプロ。落語を久しぶりに堪能しました。
- ・「脳の気づき」大変、興味深かったです。笑い脳、心がけます。
- ・数問クイズがありましたが、全問わかりませんでした。よっぽど頭が固いのだとしみじみ感じました。

# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体19団体(その内、特定適格消費者団体3団体)が活動しています。

◎「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)を運営する合同会社ユー・エス・ジェイに対して、WEBチケットストア利用規約のキャンセル及び転売禁止条項の使用の差止を申し入れました。

2016年9月消費者からの情報提供があり、「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)等のチケットを販売するWEBチケットストア利用規約(以下同社規約)について検討し、2017年4月以降、同社と文書等のやり取りをすすめてきましたが、同社規約の一部条項は消費者契約法10条に反し不当と思われる点があると判断し、当団体は同社に対して2018年12月5日付「申入書」を送付しました。

#### 同社規約第3条：禁止行為について

1. お客様が、第三者にチケットを転売したり、転売のために第三者に提供することは、営利目的の有無にかかわらず、すべて禁止します。また、営利の目的として第三者にチケットを無償で譲渡することも禁止します。

#### 同第8条：キャンセル、変更について

1. チケットの種別、理由の如何にかかわらず、購入後のキャンセルは一切できません。但し、法令上の解除または無効事由がお客様に認められる場合はこの限りではありません。

**KC'sでは同社規約について、以下の点に問題があると考えています。**

チケット購入者(消費者)は、購入後の事情変更等により同社の施設が利用できなくなった場合でも、施設利用契約(準委任契約)の解除という民法上認められている権利を全面的に制限されている上、チケットを有償譲渡(販売価格以下での譲渡も含みます)して購入代金を回収することも禁止されています。しかも、その制限は、チケットの種別・理由の如何を問わず一切できません。これら制限は、一方的に消費者の利益を害するものです。

◎「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売事業者に対する当団体の申入れ活動により、購入者への商品代金の返金が行われています

2017年11月消費者庁より景品表示法の違反で措置命令を受けた「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者15社に対し、消費者契約法の「不実告知」に該当するとして、表示を見て摂取するだけで容易に内臓脂肪及び皮下脂肪の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでに腹部の痩身効果が得られると思って、商品を購入した消費者については、購入契約を取り消して、すでに消費した分も含めて商品代金の返金を求めることができるとして、KC'sは2018年3月に販売業者15社に対し、申入れを行いました。

上記の申入れ合わせて、要請した定期報告に応じて頂けることとなった12社から、当団体に報告のあった返金者数は、2019年3月31日現在合計16,472名となり、一定の消費者被害の回復がなされました。

KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

# 消費者ネットワークわかやま 公開学習会のご案内

## キャッシュレス時代の消費者トラブル防止策

参加  
無料

クレジットカードや電子マネーなど現金を使わない支払方法は、すでに私たちの生活で身近なものとなっています。

本学習会では、クレジットカードやプリペイドカード、ポイント付与などに関するトラブルの現状や注意点等についてお話します。

講師

**大久保 育子 氏**  
(大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー)



日時

**8月31日(土)**

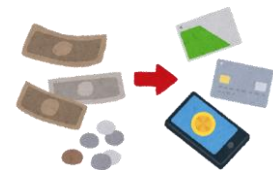
13:00～ 開演

13:30～15:00 講演

会場

**県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛  
801 会議室**

バス停「北出島」からすぐ 宮前駅から徒歩約7分



### 【お問い合わせ・お申込み】

消費者ネットワークわかやま事務局 TEL:073-474-1124 FAX:073-474-8649

メールアドレス:c\_n\_wakayama@yahoo.co.jp

### 消費者ネットワークわかやまに加入しましょう。 2019年度新規会員募集中!

消費者ネットワークわかやまは、県内の弁護士・司法書士・消費生活アドバイザー・消費者団体などにより構成され、消費者被害のない誰もが安心してくらすことができる和歌山県の地域社会づくりに向けて取り組んでいます。具体的には、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、消費者ネットワークわかやま会報(四季だより)、消費者ニュース(消費者被害にあわないための啓発チラシ)をお届けします。

私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。消費者ネットワークわかやまの趣旨にご賛同いただき、新規・継続会員の手続きを是非宜しくお願い致します。

----- きりとりせん -----

消費者ネットワークわかやま加入申込書 (新規・継続)

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 2019年 月 日

ご担当者名様 (団体の場合ご記入下さい) \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 口 \_\_\_\_\_ 円 (個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。)

金融機関・支店名 ゆうちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 0195026